

地 域 再 生 計 画

山形県（農林水産部）

1．地域再生計画の申請主体の名称

山形県

2．地域再生計画の名称

山形いきいき園芸産地創出計画

3．地域再生の取組を進めようとする期間

平成16年度～18年度

4．地域再生計画の意義及び目標

本県は、豊かな自然と農産物栽培に適した気象条件に恵まれ、県内外に向けて米、果樹など優れた農産物を供給する農業県であるが、近年、農業就業人口の減少と高齢化による生産力の低下、国内外の産地間競争の激化と農産物価格の低迷など、農業・農村を取り巻く状況は大きく変化している。

このため、本県では、平成13年10月に「山形県農業基本条例」を制定し、農業者(団体)、食品産業等事業者、消費者である県民、行政などが一丸となって、活力ある豊かな農業県づくりを進めてきた。

平成16年度から本格化する新たな米政策を進めるに当たっては、「山形県水田農業活性化基本方針」に基づき、県産米の競争力の強化、担い手の育成と経営基盤の強化、水田の有効利用による畑作物の振興等に取り組むこととしている。特に、地域での需要が多く、収益性も他の作物に比べて高い野菜などの園芸作物について、今後重点的に産地化を進め、地域での食料自給力と農家所得の向上を図ることとしている。

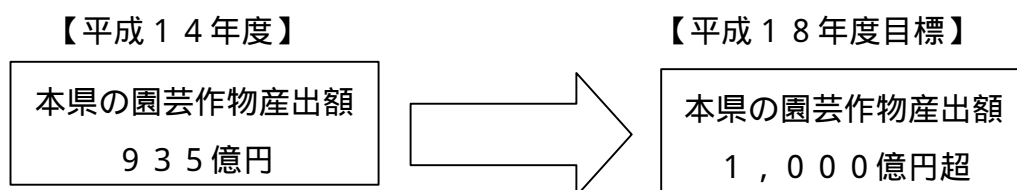
このため、園芸振興に係る実践的な研究・開発を推進することを目的として、支援措置210006「競争的資金に係る地方領域設定枠の創設」の活用、また、将来的に園芸農業の強力な戦力となり得る担い手を確保・育成することを目的として、支援措置210008「就農支援資金の貸付対象の拡充」の活用、さらに、強固な経営基盤を備えた農業法人等による園芸産地経営を実現することを目的として、支援措置210009「農業法人等に対する出・融資の一体的提供」の活用を図ることとする。

結果、園芸作物の生産拡大のための基盤整備や担い手の育成・確保など園芸産地づくりのための環境整備を図り、農業県である本県の地域経済の活性化を促進するものである。

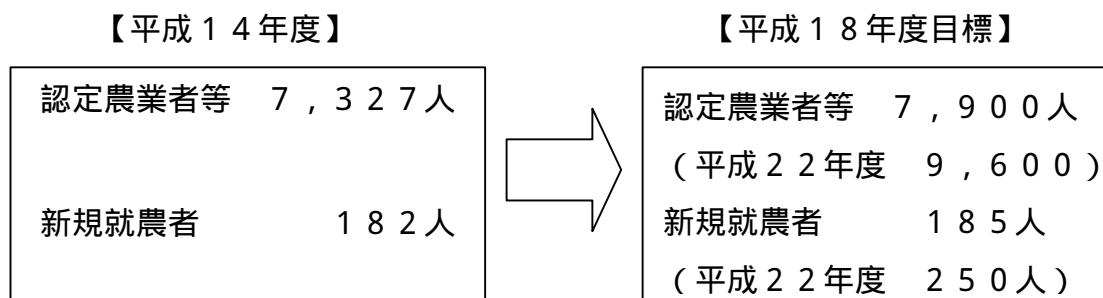
本県の具体的目標として、平成16年度から18年度までの3年間で、現在935億円の園芸作物産出額を120億円増やし、1,000億円を超えるような産地づくりを進める。

5. 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

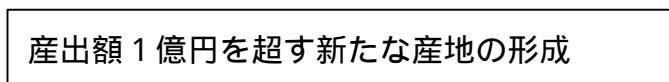
○園芸作物産出額目標額の達成



○中核的な担い手・新規就農者の増加



○園芸作物の一大産地づくり



6. 講じようとする支援措置の番号及び名称

- 210006 競争的資金に係る地方領域設定枠の創設
- 210008 就農支援資金の貸付対象の拡充
- 210009 農業法人等に対する出・融資の一体的提供

7. 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

本計画に係る関連事業として、以下のような事業に取り組んでいる。

- 16年度から18年度までの3年間を最重点期間と位置付け、園芸産地づくりのため、「園芸産地拡大・強化プロジェクト」として16年度は8億円の予算で、次の事業を行っている。
 - ・ 園芸産地拡大・強化支援事業
市町村の振興計画に基づく地域プロジェクトの支援
 - ・ 山形園芸産地づくり体制確立推進事業
生産者団体、市町村、県等が一体となった園芸生産拡大のための運動や事業展開
 - ・ 園芸産地拡大マーケティング戦略支援事業
産地育成キーパーソンの養成、流通アドバイザーによるマーケティング支援
- 全国に先駆けて平成13年度から水田の畑地化に取り組み、16年度は9億円の予算で約1,000haの畑地化を進める計画である。
 - ・ 水田畑地化整備推進調査事業（ソフト事業）
 - ・ 野菜等園芸作物拡大畑地化推進事業
- 園芸作物の生産のみならず、県民が良質で安全な県産農産物を安定的に消費できるようにする「地産地消」を推進している。
 - ・ 地産地消推進事業
学校給食、直売・加工分野等への供給を促進する生産体制の整備や生産者と実需者との情報交流、商談、交流促進、県民への啓発活動など
- 県産農産物の付加価値を高め、新たな需要を拡大するため、商工分野と連携し、農産加工等の推進を図っている。
 - ・ 農工連携マッチング事業
原料供給、販路開拓、施策の相互活用のための情報交換、調整。農業者、食品製造業者との相互現場体験。加工開発、機能性成分分析など技術的な課題解決のための情報交換など。

- 新規就農者の確保のための相談・P R、技術・経営の習得支援、農業経営の法人化の志向段階から法人化後の経営発展段階まで一貫した支援・指導を行ない、担い手の育成を図っている。

- ・ 新規就農者確保 P R 促進事業

- 新規就農を促進するための P R 活動

- ・ 新規就農者定着促進事業

- 就農定着のための指導農業士による実践技術の指導など

- ・ 担い手育成支援事業

- 就農に必要な機械・施設のリース料助成など

- ・ 担い手経営発展支援事業

- 農業ビジネス講座の開催や農業法人化を進めるための経営支援など

8 . その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

別紙

1. 支援措置の番号及び名称

2 1 0 0 0 6 （競争的資金に係る地方領域設定枠の創設）

2. 当該支援措置を受けようとする者

山形県

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

園芸産地づくりを進める上で、省力・低コスト栽培技術等への取組みが課題となっている。

本県においても、新たな作物の選定や省力栽培技術の開発などの試験研究を行っているが、県単独で解決するには財政的又は時間的に難しい課題であり、国、他県又は民間企業との連携が不可欠である。

16年度から、地方農政局等が自ら研究テーマを設定し、地域の農林水産研究の推進、地域経済の活性化を図ることが可能となるような「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」の「地方領域設定枠」が設けられている。

本県の計画実現のために、16年度中に東北農政局に対し、下記の研究開発が地方研究領域に設定されるよう要望を行うとともに、当該研究開発が地方研究領域に設定され、かつ、審査の結果応募課題が採択された場合には、当該事業を活用して、産学官の研究機関により研究開発を進めていく。

【取り組むべきテーマ】

○地域特産園芸農作物の産地化・流通に係る研究開発

既に産地化されている地域特産園芸農作物の生産・流通の現状と問題点

未産地化の地域特産園芸農作物の現状調査

園芸農作物生産に係る省力化・防除・生産性向上のための技術開発、新品種の研究開発

別紙

1．支援措置の番号及び名称

2 1 0 0 0 8 （就農支援資金の貸付対象の拡充）

2．当該支援措置を受けようとする者

県内で新たに農業を営もうとする者を受け入れ、農業技術及び経営管理技術の研修を実施しようとする就農計画を作成し知事の認定を受けた農業法人等

3．当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

担い手の減少・高齢化が進む中で園芸産地づくりを進め、地域の活性化を実現するには、新規就農者を増加させていく必要がある。

野菜・花等の園芸作物は、他の作物に比べ収益性が高く、広い耕地を必要としないため、新規就農者が取り組みやすい作物である。栽培の技術・経営能力などについては、本県では、農業大学校による研修のほか、農業法人、先進的な農家などでの実習、あるいは従業員として就職することで身に付けるよう支援している。

これら園芸等に取り組む新規就農者の法人等における受入をより活発化するため、当該支援措置を活用することにより、新規就農者を就業させようとする法人等が就農対策資金の貸付対象となり、受入に必要な経費を無利子で調達することができるようになる。

別紙

1．支援措置の番号及び名称

210009 （農業法人等に対する出・融資の一体的提供）

2．当該支援措置を受けようとする者

県内で農業を経営する出・融資の対象要件を満たした農業法人や農業法人化を目指す個人事業者

3．当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

園芸産地づくりにおいて、規模拡大や施設導入、企業的感觉による生産・流通・販売戦略を展開するためには、個人経営では限界があり、人と資金、土地などの資源を集約した農業法人組織による取組みが必要である。

既存の農業法人の規模拡大や加工等の新たな分野への進出、新たな法人の設立に当たり、当該支援措置を活用することにより、農業経営改善関係資金の貸付及びアグリビジネス投資育成会社から投資を一体的に受けられるような体制が整うことで、既存農業法人等の積極的な取組、新規法人の設立が喚起される。